

設計・施工プロセス専門部会

「施工プロセスを通じた検査について」 説明資料

平成19年3月7日

新たな品質確保体制の方向性(案)

工事目的物の品質確保体制

QA (品質保証Quality Assurance)

= **QC** (品質管理Quality Control) + **AT** (受取検査Acceptance Testing)

受注者

発注者

発注者及び受注者が適切に各々の責任を担うことにより、
効率的かつ効果的な品質確保が必要



発注者：監督・検査の責任の明確化と検査体制の強化

(施工プロセスを通じた検査の導入)

- ①主任検査職員による段階検査の導入
 - ②インスペクターによる施工プロセスチェックの導入
- ⇒まずはWTO対象の低価格入札工事を対象に一部試行を実施

受注者：受注者側の品質管理のあり方について検討

⇒ヒアリングを踏まえ引き続き検討

(構造物の重要度・施工の難易度等を考慮し検討)

直轄工事における施工程序検査制度の導入

●施工程序検査の試行(案)

- ✓ 「総括検査職員－主任検査官職員－品質監視員(インスペクター)」による施工程序検査制度を平成19年度から試行的に直轄工事で実施。

試行対象： 平成19年4月1日以降発注の本官発注工事(3億円以上)の一部及びWTO対象工事のうち低入札価格調査対象工事の全てを対象。

※上記工事については「出来高部分払方式」とする旨を入札告示に明記
(現行の出来高部分払方式の前払金について見直しを検討)

制度概要：

- ・主任検査職員が給付を伴う段階検査を実施。
- ・将来的には1回/月程度の頻度を基本とするが、当面は実施体制を考慮し頻度を決定。

※監督職員が実施する段階確認は廃止

- ・品質監視員が日々現場に立会し施工程序チェックを実施し、主任検査職員及び監督職員に報告

受注者の品質管理のあり方について

受注者側の品質管理のあり方について(案)

現 状

- ✓ 受注者による責任施工の原則
- ✓ 工事の契約事項として「瑕疵担保」「品質証明制度」により受注者の責任施工を担保

〔 ・瑕疵担保(軽微なもの:2年、故意もしくは重大なもの:10年)
・品質証明制度(現場に従事しない者による社内検査の実施を契約上義務づけ) 〕

受注者側の品質管理のあり方(案)

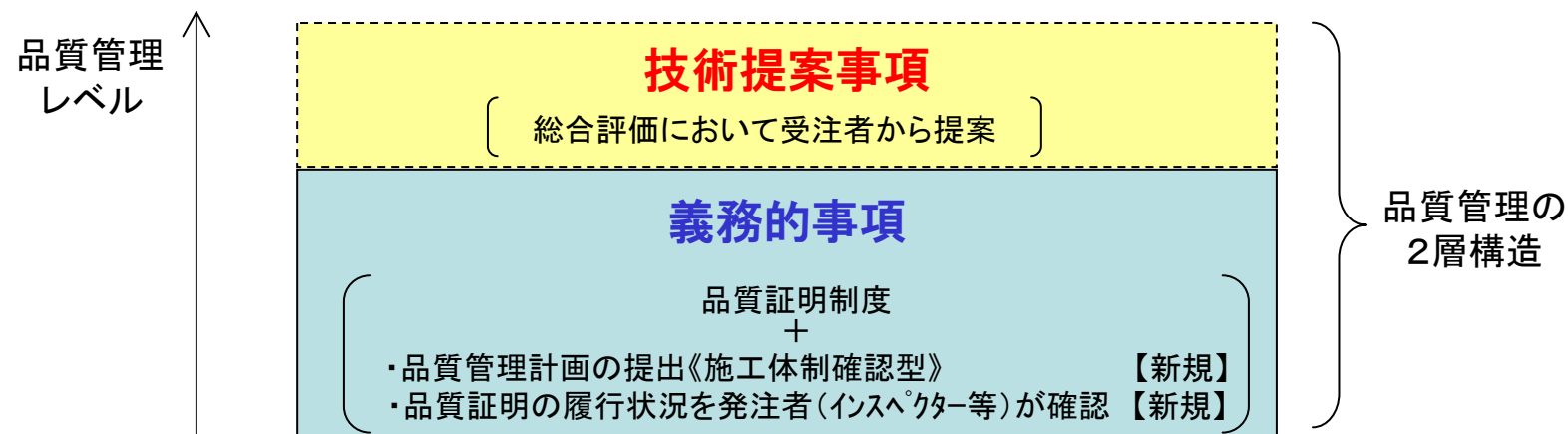
- ✓ 受注者の責任施工を原則としつつ、受注者の技術提案を促進することが必要。
- ✓ そのため受注者側の品質管理体制を「義務的事項」と「技術提案事項」の2層構造として制度を構築することにより工事の品質確保を図る。

〔義務的事項〕 契約事項として規定する品質管理項目

〔技術提案事項〕 総合評価において受注者から提案を求める品質管理項目

受注者側の品質管理のあり方について(案)

受注者側の品質管理体制のイメージ



〔今後の対応〕

- ✓ 直轄工事における品質証明制度を実施(平成8年度から)
+
- ✓ 受注者は**品質管理計画書を事前提出《施工体制確認型総合評価方式》**
⇒受注者の品質管理計画の妥当性を判断する基準が必要
- ✓ 発注者が受注者の**品質証明の実施状況を確認**

効果等を検証しつつ引き続き検討